

琴浦町共同募金委員会助成基準

助成基準設定の趣旨

共同募金の配分は、「共同募金助成方針の運用に関するガイドライン」（平成22年3月18日、中央共募企発第229号）及び「琴浦町共同募金委員会助成事業実施要領」に定めるもののほか、この助成基準により、適正で効果的に行うものとする。

1 広域又は小地域にわたって活動する事業

(1) 目的

町内の社会福祉団体、公益性の高い団体等を対象とし、公的補助金その他の助成金等によって賄われる事業と区別して、公益性の高い福祉等の事業を行う。

(2) 助成対象要件

- ①法人、NPO 又はこれに準ずる公益性の高い組織及び運営がなされていること
- ②自己努力をしてもなお財源が少なく、助成を必要とするもの
- ③助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと

(3) 助成対象の欠格要件

- ①本会が行う資料提供の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- ②具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- ③経理状況が極めて不良と認めるもの

(4) 優先的に助成の対象とする事業

- ①先駆的、モデル的な事業
- ②広く組織の内外に効果を及ぼすと見込まれる事業

(5) 助成の対象としない経費及び事業

- ①飲食経費、人件費
- ②第三者に委託又は助成する事業
- ③行政又は他の団体の補助、委託を受けている事業
- ④その他助成が趣旨にそぐわないと認める経費及び事業

(6) 広域及び小地域の区分

- ①広域⇒旧小学校区～琴浦町全域
- ②小地域⇒自治会（集落）

(7) 助成基準

- ①広域⇒50万円を上限とする。
- ②小地域⇒5万円を上限とする。

2 保育園、認定こども園、学校等の福祉教育活動事業

(1) 目的

町内の保育園、認定こども園、学校等を対象とし、公的補助金その他の助成金等によって賄われる事業と区別して、福祉教育活動等の事業に助成を行う。

(2) 助成対象要件

- ①自己努力をしてもなお財源が少なく、助成を必要とするもの。
- ②助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと

(3) 助成対象の欠格要件

- ①本会が行う資料提供の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- ②具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの

(4) 優先的に助成の対象とする事業

- ①先駆的、モデル的な事業
- ②広く組織の内外に効果を及ぼすと見込まれる事業

(5) 助成の対象としない経費及び事業

- ①飲食経費、人件費
- ②第三者に委託又は助成する事業
- ③他の団体の補助、委託を受けている事業
- ④その他助成が趣旨にそぐわないと認める経費及び事業

(6) 助成基準

1 団体又は1 事業あたり10 万円を上限とする。

3 児童遊具の設置事業

(1) 目的

集落を対象とし、公的補助金その他の助成金によって賄われる事業と区別して、児童遊具の設置等の事業に助成を行う。

(2) 助成対象要件

- ①自己努力をしてもなお財源が少なく、助成を必要とするもの。
- ②助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと

(3) 助成対象の欠格要件

- ①本会が行う資料提供の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- ②具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの

(4) 優先的に助成の対象とする事業

- ①子どもの健全育成に先駆的、モデル的な事業
- ②広く組織の内外に効果を及ぼすと見込まれる事業

(5) 助成の対象としない経費及び事業

- ① 飲食経費、人件費
- ② 第三者に委託又は助成する事業
- ③ 行政又は他の団体の補助、委託を受けている事業
- ④ その他助成が趣旨にそぐわないと認める経費及び事業

(6) 助成基準

1 事業あたり必要と認める事業費（助成対象経費）の 1/2 以内で 10 万円を上限とする。

4 全町民を対象とした大規模な活動事業

(1) 目的

町内の社会福祉団体、公益性の高い団体等を対象とし、公的補助金その他の助成金等によって賄われる事業と区別して、公益性の高い福祉等の事業に助成を行う。

(2) 助成対象要件

- ① 法人、NPO 又はこれに準ずる公益性の高い組織及び運営がなされていること
- ② 全町民を対象とし、参加者又は利用者が 1 事業概ね 1,000 人を見込まれるもの
- ③ 自己努力をしてもなお財源が少なく、助成を必要とするもの。
- ④ 助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと

(3) 助成対象の欠格要件

- ① 本会が行う資料提供の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- ② 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- ③ 経理状況が極めて不良と認めるもの

(4) 優先的に助成の対象とする事業

- ① 先駆的、モデル的な事業
- ② 広く組織の内外に啓発効果を及ぼすと見込まれる事業

(5) 助成の対象としない経費及び事業

- ① 飲食経費、人件費
- ② 第三者に委託又は助成する事業（ただし、渉外等専門業者の委託費及び講師料等は除く）
- ③ 行政又は他の団体の補助、委託を受けている事業
- ④ その他助成が趣旨にそぐわないと認める経費及び事業

(6) 助成基準

1 事業あたり必要と認める事業費（助成対象経費）の 4/5 以内で 80 万円を上限とする。

5 民間社会福祉施設

(1) 目的

社会福祉法に規定する第2種社会福祉事業を行う民間社会福祉施設が、施設機能の充実強化や利用者の処遇の向上を図るために行う、施設整備、備品等の整備事業及び施設が取り組む地域福祉推進のための事業を行う。

(2) 助成対象要件

- ①自己努力してもなお事業実施のための財源の確保が困難であること
- ②助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと

(3) 助成対象の欠格要件

- ①本会が行う資料提供の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- ②具体的な目的がないまま相当な繰越金を有するもの
- ③経理状況が極めて不良と認めるもの
- ④介護保険事業として行われるもの

(4) 優先的に助成の対象とする事業

- ①先駆的、モデル的な事業
- ②広く組織の内外に効果を及ぼすと見込まれる事業

(5) 助成の対象としない経費及び事業

- ①土地及び建物の購入経費
- ②借入金の償還
- ③一般水準を超える整備にかかる経費
- ④飲食経費、人件費
- ⑤第三者に委託又は助成する事業
- ⑥行政又は他の団体の補助、委託を受けている事業
- ⑦その他助成が趣旨にそぐわないと認める経費及び事業

(6) 助成基準

- ①1団体、1事業に限ることとし、必要と認める事業費の3/4以内で、30万円を上限とする。

6 歳末たすけあい募金助成事業

(1) 目的

明るい正月が迎えられるよう、町内の在住する困窮者等に配分を、また一人暮らし高齢者等に配食サービスを実施するとともに、歳末の時期にふさわしい公益性の高い福祉等の事業に助成を行う。

(2) 助成対象

- ①個人助成

*生活困窮世帯・在宅介護者（在宅の高齢者・障がい者を6ヶ月以上介護してお

られる方)へ歳末配分

*一人暮らし高齢者等へ配食サービス

②地域助成

*小地域交流事業(町内のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、福祉関係者が集い
交流し、ふれあいを深める。)

(3) 助成期間

当該年度の歳末たすけあい募金は当該年度に助成する。

(4) 助成基準

必要と認める助成費は、募金実績を確定したうえで審査委員会で決定する。